

政令第百八十九号

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十六号）の施行に伴い、並びに大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「第二条第五項」を「第二条第九項」に改め、同条を第二条の四とし、第二条の次に次の二条を加える。

（揮発性有機化合物から除く物質）

第二条の二 法第二条第四項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 メタン
- 二 クロロジフルオロメタン（別名H C F C 二二一）
- 三 二クロロ一・一・一・二テトラフルオロエタン（別名H C F C 一二四）
- 四 一・一ジクロロ一フルオロエタン（別名H C F C 一四一b）

五 一 クロロ 一・一 ジフルオロエタン（別名H C F C 一四二b）

六 三・三 ジクロロ 一・一・一・二・二 ペンタフルオロプロパン（別名H C F C 一二五c a）

七 一・三 ジクロロ 一・一・二・二・三 ペンタフルオロプロパン（別名H C F C 一二五c b）

八 一・一・一・二・三・四・四・五・五 デカフルオロペンタン（別名H F C 四三 一O m e e）

（揮発性有機化合物排出施設）

第二条の三 法第二条第五項の政令で定める施設は、別表第一の二の中欄に掲げる施設であつて、その規模がそれぞれ同表の下欄に該当するものとする。

第三条中「第二条第六項」を「第二条第十項」に改める。

第三条の二中「第二条第七項」を「第二条第十一項」に改める。

第三条の三及び第三条の四中「第二条第八項」を「第二条第十二項」に改める。

第四条中「第二条第十項」を「第二条第十四項」に改める。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第一の二（第二条の三関係）

<p>一 揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）</p>	<p>送風機の送風能力（送風機が設置されていない施設にあつては、排風機の排風能力。以下同じ。）が一時間当たり三、〇〇〇立方メートル以上のもの</p>
<p>二 塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）</p>	<p>排風機の排風能力が一時間当たり一〇〇、〇〇〇立方メートル以上のもの</p>
<p>三 塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）</p>	<p>送風機の送風能力が一時間当たり一〇、〇〇〇立方メートル以上のもの</p>
<p>四 印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設</p>	<p>送風機の送風能力が一時間当たり五、〇〇〇立方メートル以上のもの</p>
<p>五 接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるも</p>	<p>送風機の送風能力が一時間当たり一五、〇〇〇</p>

	の及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	立方メートル以上のもの
六	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が一時間当たり七、〇〇〇立方メートル以上のもの
七	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が一時間当たり二七、〇〇〇立方メートル以上のもの
八	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が五平方メートル以上のもの
九	ガソリン、原油、ナフサその他の温度三十七・八度において蒸気圧が二〇キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉	容量が一、〇〇〇キロリットル以上のもの

式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）の
ものを除く。）

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十七年六月一日から施行する。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正）

第二条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一の項中「第二条第七項」を「第二条第十一項」に改める。

理由

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴い、揮発性有機化合物から除く物質及び揮発性有機化合物排出施設の範囲を定める等の必要があるからである。